

平成 26 年度第 2 回尾西地域審議会会議録

○日時

平成 26 年 9 月 30 日（火）午前 9 時 55 分～午前 11 時 03 分

○場所

尾西庁舎東館 1 階 会議室

○議題

- (1) 都市計画道路整備事業について
- (2) その他

○出席者

委員：10 名

行政側：市長、道路課長、同主監

事務局：尾西事務所長、総務管理課副主監、同主査

（午前 9 時 55 分開会）

【尾西事務所長】

定刻より 5 分ほど早いですが、皆様お揃いですので始めさせていただきます。皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから平成 26 年度第 2 回尾西地域審議会を開催させていただきます。

本日は、委員 10 名全員にご出席いただいております。会議の要件を満たしておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、会議に入ります前に、市民憲章の唱和を吉田会長さんの先導により行いたいと思います。恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

【吉田会長】

（市 民 憲 章 唱 和）

【尾西事務所長】

ありがとうございました。それではお手元の次第にそって会議に入らせていただきます。はじめに、谷市長よりごあいさつ申し上げます。

【谷市長】

おはようございます。喉の方がやられてまして声が出にくいものですから、お聞き苦しいかも知れませんが、ご容赦いただきたいと思います。今日は大変お忙しい中ご臨席賜りまして真にありがとうございます。今年度は、4 か月になり

ますか、市役所が新しいところに引っ越しまして、尾西庁舎、木曾川庁舎がずいぶんがらんとしましたので、今、大改修を行っています。もう既に尾西につきましては、東庁舎の改修が全て終わりました、今日も新しい会議室で会議を行っていただいているわけでありますけれど、これから尾西生涯学習センターの西館を、さらには生涯学習センター西館の中にございます、小ホールと言ったら良いのでしょうか、会議室と言ったら良いのでしょうか、その部屋をこちらの方へ新しく移設、それから、シルバーの皆さんがいろいろと作業していらっしゃる作業場の移設といったことをこれから進めてまいります。

合わせまして、尾西市民会館の方も、客席数はちょっと減ることとなる訳ですが、客席の改修とか、トイレの改修とか様々な改修を施しまして、生まれ変わった姿になるだろうという期待をしております。

古くは合併の時のお約束の事業も仕上げにかかっているわけでございまして、今年・来年の 2 年間で全て終わると、こういう予定になっていますので、今後ともよろしく願いいたします。

また、公民館の方も、小信中島公民館が来月、もうすぐですね、10 月には開館でお披露目の会があると思えますし、北部公民館、開明の公民館の方も着々と工事が進んでおりまして、皆様方にもお使いいただきやすい公民館がこれから続々と誕生していくだろうと思っております。

おかげさまで、合併後順調に進んでまいりましたのも、皆様方のご理解・ご協力のおかげでございまして、心から感謝しております。

今日はこの地域におけます道路等の整備状況についてご説明させていただくことになっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
ありがとうございました。

【尾西事務所長】

ありがとうございました。続きまして、吉田会長さんをお願いいたします。

【吉田会長】

皆さん、こんにちは。平成 26 年度第 2 回尾西地域審議会を本日開催いたしましたところ、委員の方は何かとお忙しい中、全員ご出席いただきまして、ありがとうございます。

今日の議題については、皆さんにご案内の通り、都市計画道路整備事業について、今日は坪内道路課長さんにもご出席いただいておりますので、このことについて、皆さんにご報告をしたいと思っております。それから議題 2 番、その他について、今日は市長さんもお出席でありますし、何かと意見とか要望とかよろしく願いいたします。

大体 11 時 30 分を予定しておりますが、時間がありましたらフリートークということでやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【尾西事務所長】

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、事務局より「防犯一口広報」と「交通安全一口広報」をさせていただきます。

【総務管理課副主監】

「防犯一口広報」、「交通安全一口広報」

【尾西事務所長】

それでは、本日の議事に移らせていただきます。会議の取り回しを会長にお願いいたします。

【吉田会長】

早速議事に入ります。本日の議題 1 番の説明のため、建設部道路部局から坪内課長に出席いただいております。それでは、議題 1 番「都市計画道路整備事業について」を議題とします。

当局から説明をしてください。

【道路課長】

皆さん、おはようございます。道路課長の坪内と申します。となりが主監の山田でございます。

【道路課主監】

山田でございます。よろしくお願いたします。

【道路課長】

今日は道路事業についてご説明させていただきます機会を与えていただきましてありがとうございます。

まず、資料の確認をしたいと思います。資料につきましてはNO. 1 からNO. 3 での 3 種類の資料、パンフレットとしまして北尾張中央道と新濃尾大橋のパンフレットを用意させていただきました。

これについて説明をさせていただきます。

先ず、資料の 1 をご覧いただきまして、これについて説明させていただきます。この資料 1 は位置図でありまして、図面の上が北となっております。そして、左側の東西線、これが木曾川玉野線の位置図を示し、下の方の東西線には新一宮尾西線の位置図、そして、右側の南北線には北尾張中央道の位置図を示しております。これらの道路につきましては、我々は幹線道路と説明しておりまして、この幹線道路を繋ぐという事が大事なことでありまして、これをネットワークを形成すると呼んでおります。このネットワークを形成することによって、幹線道路の機能の確保、機能の充実ができるという事になります。

機能と言うのはどういうものがあるのかと言うことですけれども、大きく言えば3点位考えられます。1つが交通機能、当然道路ができれば行き来で、時間の短縮ができる。木曾川玉野線と新一宮尾西線が繋がれば一宮駅へ直通する道路

となりまして、駅へ行くのに短縮となります。また、北側には起街道がありますので、その渋滞解消にもなるのかと思っています。

2つ目は経済効果ということで、道路ができればその沿線の宅地開発や工場等の開発が進みまして、経済的に活発になるのではないかと考えております。

3点目としましては、生活環境の改善、地域づくりということで、地域間の交流、尾西という地域の拠点、一宮市の中心市街地という拠点、それらを結ぶことにより連携といったことが期待できるのではないかと考えております。

これらの幹線道路は、効率的なネットワークを配置することで、都市の骨格や良好な街並みを形成し、まちづくりの基盤となることから、どこに配置すべきかを行政の計画として決定し、公表されています。これが都市計画道路といわれるもので、都市計画図というもので市民に公表しているものです。現在、都市計画道路は84路線が決定され、その内幹線道路としては65路線が計画決定しております。

国の方の動向も説明させていただきますと、国も昭和28年度から道路特定財源ということで、道路整備5ヵ年計画ということで、第1次（昭和29～34年度）から第11次（平成5～9年度）まで、策定されており、新道路整備5ヵ年計画（平成10～14年度）の後は、社会資本整備重点計画法（平成15年）による社会資本整備重点計画というものを国が定めておりまして、それには4つの重点目標を持っております。この計画自体は平成24年度から28年度までとなっております。4つの重点目標を説明させていただきますと、大規模又は広域的な災害リスクの低減ということで、地震等の多い我が国におきまして、災害に強い国土づくり・地域づくりをすることにより、幹線交通のネットワーク強化や災害時の代替性・多重性の確保を目指しています。

2つ目は、我が国産業・経済の基盤、国際競争力の強化ということで、幹線道路を作ることによって、社会経済が発展する、民間の企業が出てきて発展する、それらの基礎となる道路であるということでございます。

3つ目としては、持続可能で、活力ある国土・地域づくりの実現ということで、地域に密着しました地域間の交流をよくして、地域の発展につなげよう。

我々はこれを通じまして道路を作る場合には、国に補助金をいただきまして道路を進めているところであります。

4つ目としては、社会資本の適確な維持管理・更新ということで、今インフラ整備が50年以上段々高齢化するというので、維持管理が大変になるということで、それを早め早めに対処しましょうということの目標を掲げております。

先ほど言いましたように、我々の市が幹線道路を作るといには国の補助金をいただいております。それにつきましては社会資本総合整備計画というものを提出しまして、そこには成果指標というものを我々が出しております。市で整備しております木曾川玉野線とか新一宮尾西線の成果指標というのは、昔は道路を何メートル作るという国が言うところのアウトプット、「道路を〇〇km整備した。」といった事業量の指標を使用していましたが、今はそうじゃなくなりまして、地

域の皆様がどれだけ恩恵を受けるかという、そういう指標を作りなさいと変わってきました、これがアウト・カム指標というんですけど、道路整備により生み出された、便益による人々の満足度の向上こそ、最終の目標であるべきだという視点から「渋滞からこれだけ解消された。」「交通事故がこれだけ減った。」という指標に変わってきています。

では、この 2 路線について国に対してどのような指標を提示したかといいますと、事業箇所から一宮駅までの短縮時間がどれだけになるんだよということで、10%位縮減しますよと、もうひとつは、一宮駅周辺がにぎわっていると思う人の割合が増えるんだよと平成 28 年度末では 27%、現在は 10%位としてそのくらい増えるんじゃないかというような指標を国に出しております。

この計画につきましては、道路課のホームページでも掲示しておりますので、また、見ていただければと思います。

それでは、それぞれの路線について、これから説明させていただきたいと思えます。

最初に新一宮尾西線ですけども、計画自体が新一宮の駅から尾西の富田へ通じる幅員 16m の幹線道路でございまして、現在この黒く塗った部分が整備済みと赤く塗っているところは今事業を進めている区間の表示でございます。

西の方から見ていきますと、スポーツセンターの方からカーマホームセンターまで、これが昭和 63 年から平成 10 年度にかけて整備がされている。そして、このカーマから一中線の所、これが、平成 23・24 年の 2 年間で整備させていただきました。延長 180m。そして今この赤い区間が事業中、都市計画事業認可という言葉をよく使うんですが、この定義を説明させていただきますと、道路を作るには都市計画法と道路法に基づいて作るんですけども、都市計画法に基づいて作る場合には愛知県知事の認可を受けて整備をしないと法律に書いてありますので、知事の認可を受けて整備をしております。現在この赤い部分が事業認可を受けまして、事業期間としましては平成 24 年度から平成 28 年度としていますが、我々の目標としましては 1 年前倒しして 27 年度までにはやりたいなという意気込みが書いてあります。そこからさらに東へ行って、整備済みという旧尾西市との境界までの間、520m は平成 19 年度から 23 年度までの間で整備させていただきました。

そして、ちょっと中身を説明させていただきますと、一中線の所の信号機、これが 26 年の 7 月 31 日に信号機がつけました。この信号機がつくまでの間に事故が多かったということをお聞きしておりますが、信号機がついたことにより事故はなくなるものと私は考えております。

そして、この赤い区間、まだ物件が 1 件程度残っているんですけども、今年度につきましては、南側半分、更地の部分を基本的に整備したいと考えていまして、そして来年度 27 年度につきましては、北側半分をしてなんとか 27 年度には終わりたいと考えております。

引き続きまして、木曽川玉野線につきましてご説明させていただきますが、左側の南北線ですが、都市計画決定としては、木曽川の玉ノ井からずっと南へ、玉野まで行く路線でありまして、幅員が 12m から 16m ありますが、今回説明さ

せていただいている箇所につきましては 16m です。そしてこの黒く塗ってあるところが整備済みでございまして、上の方の主要地方道大垣一宮線に繋がり南へ 290m が整備済みとなっていて、これは、平成 9 年度から事業認可をとりまして、整備したという記録が残っておりまして、これが、昨年 25 年度によく供用開始ができたということで、大垣線から起街道までの区間が供用開始できたということで、許可を受けてから約 17 年間かかったということです。現在整備しているところが起街道から起墓地のあるところまででございまして、延長としましては 310m、事業認可としましては、平成 24 年度から 28 年度までで、実際の工事も 28 年度までかかるのかなあと思っております。

この赤い部分についての今後の予定でございしますが、下水の雨水管渠、起工業高校の周辺がよく冠水するとのお話もございしますが、それらの解消、2.3×2.3m、南の方へいくと 2.5×2.5m のボックスが車道の下に下水道課の方が設けます。それが 2 年間の予定で、26 年度・27 年度の 2 年間の予定をしております。南半分から先にやって、残り北半分で 27 年度にして、我々は 28 年度に本体の道路整備ができるのかなということで、ぎりぎりの 28 年度中に完成するのかと思っております。

起墓地について少し説明させていただきますが、現場を見ていただくと全て抜けまして、残り 1 つだけ残っております。道路に伴って移転対象となりましたのは 418 件ありまして、その内の 1 件が残っているという状況になっています。起墓地というのは、歴史を振り返りますと、旧起村から旧起町になり、大正 10 年に 2 箇所あったのを 1 箇所にして、今の場所に移したということでございまして、墓地全体で 1,150 名、区画としても 1,480 あると聞いております。その中で、移転補償というのは基本的 1 件 1 件契約するんですけど、集団移転という方法も取らせていただきました。その内の 332 件、全体の約 80% 近いんですけども、今管理しております起墓地管理組合さんが主導になって、墓石の業者を見つけてきたりしまして、積極的に進めていただいたというような感じで集団移転をしたため、だいぶ早く進んだんだろうなと思っております。

もう少し墓地の説明をさせていただきますと、墓地ってどうやって移設するかについて、進め方を説明させていただきますと、起墓地を広げるためには、広げる土地の、墓地の周辺 110m の同意を取りまして、当時は知事の許可でしたが、今は市長に墓地全体の経営許可申請をしまして、その許可が下りますと、いよいよ墓を動かす、これを改葬といいます。改葬の許可を市長にいただきまして、墓の移設手続きが終わりますと、今度は道路部分にかかるお墓の部分を除く申請を市長にして、道路を整備していくこととなります。

この 418 件と言う数字は全国的にも珍しいのではないかと自負しております。

(写真説明)

ひきつづきまして、3 路線目の北尾張中央道について説明させていただきますので、位置図の 1-1 を見ていただきまして、東側の南北線になります。これの

事業としましては、北尾張中央道といいますのは一宮市からずっと回りまして、江南市、小牧市、春日井市に至る名古屋第三環状道路で、国道 22 号、41 号、19 号を結ぶ総延長 31 km の主要幹線道路となります。

これが第三と言うのであれば、第二環状線はどこにあるのかといいますと、清須にあります国道 302 号、上には高速道路があって、西の方には東名阪自動車道が通っていて、東には、高針、鳴海を通過して伊勢湾岸道路へと続く道路となっています。そして、名古屋第三環状道路がその外側を通過しています。

一宮市内の状況についてご説明させていただきます。赤い区間、大垣線から南の約 160 m の区間、幅員は 23 m でございますが、事業認可をとって整備を進めているところでございます。事業認可の期間としましては平成 24 年度から 28 年度までということで、事業認可をとってあります。そして、その南の 400 m 区間につきましても、事業認可をとってありましたが、平成 25 年度に整備が済んだということで、どこから整備が終わったかと申しますと、三条保育園の北側から起街道を約 120 m 程越えたところ、その間の 400 m の事業認可をとりまして、整備が完了しましたよという区間です。

そして、もともと北尾張中央道というのは、南の方の黒く塗ったところ、これは県道富田一宮線といいますけど、そこから北へ整備を進めていきまして、富田一宮線から北は平成 7 年度に供用開始しておりまして、起街道の北 120 m 間での区間、延長で約 1,350 m 位ありますけれども、実に供用としては平成 7 年度から 25 年度までの 19 年間がかかってようやくここまで供用開始したということになります。あと、現場を見ていただければわかると思いますが、この大垣線の両側に大型物件がございまして、この大型物件の交渉を鋭意進めていると、一応それが終わりますと、事業認可としましては、28 年度の予定でございしますが、そこが終わりますと、県としましては次の南側の北今地区、萩原の朝宮地区へ入っていききたいなとおっしゃっておいりました。

ちなみに 2 車線と 4 車線の違いについて説明しますと、2 車線道路というのは、往復ございしますが、1 日に 10,000 台の許容量があるとしますと、4 車線になった場合、倍の 20,000 台ではなく、1 車線あたり 10,000 台の許容能力が発生し、4 車線ありますので、4 倍の 40,000 台の交通容量となるということです。

つづきまして、新濃尾大橋の説明に入らせていただきます。

位置図の 2 を見ていただきたいと思います。図面の下側の赤で表示しました橋梁整備区間が 1.2 km と、その東の取付道路ということで 1 km のトータル 2.2 km の整備を進めております。

これは、事業認可とは言わずに、最初ご説明しました道路整備には都市計画道路法に基づいて整備するのと、道路法に基づいて整備するというので、ここは事業認可という言葉は使わずに、道路法で整備しております。そして、新濃尾大橋というのは、もともと尾張西部から西へは羽島、そして、西濃地域を結び、西の方の道路につきましましては長良川の羽島インターチェンジからちょっと南へ行った T 字路を西へ大藪大橋へ行き、さらに揖斐川に行きますと福東大橋ができていまして、それがさらに西へ行きますと、国道 258 号に繋がる道路になるという

ことでございます。

そして、橋につきましては延長が 759 m、幅員は 11.5 m、その内の歩道幅員としては北側に歩道ができて、幅は 3.5 m、車道につきましては 2 車線道路というふうになっております。

道路整備の目的でございますが、1 つには上流側にあります濃尾大橋の渋滞緩和、2 つ目としましては国の重点目標にもございましたが、災害時の代替道路としまして、災害時での緊急輸送道路の機能の充実を図ると、そのような目的もございます。

先日中日新聞にも負担割合ということで載っておりましたが、岐阜県と愛知県が負担しあって橋を作るんですけども、普通では半々となるところですが、新聞では岐阜県が 4、愛知県が 6 の負担と、岐阜県側の主張によりますと、岐阜県側は治水事業でだいぶお金を使っておるんだよと、愛知県はその治水事業によって水を使っているだけじゃないかということで、愛知県が多く払うんだよということで、私もこの割合の理由を新聞で初めて知りました。

新濃尾大橋の過去の経緯をお話させていただきますと、平成 2 年度に尾西市・羽島市交通問題研究会が発足しました。そして、ようやく平成 11 年度になりまして、橋の位置、取付道路の都市計画決定がされました。

平成 12 年度には「新濃尾大橋架橋促進協議会」を「新濃尾大橋架橋促進同盟会」と名称変更、発足し一宮市、稲沢市、羽島市の同盟会でもって、愛知県、国に早期促進、早期事業の完了につきまして要望活動を行っているところでございます。

そして、この事業の進捗でございますけど、用地買収着手が平成 13 年度から始まりまして、そこから本橋工事着手しまして橋脚ができましたのが平成 24 年度、10 年ほど経ってようやく橋まで着手できましたということでございまして、橋の整備手順というものを説明させていただきますと、資料 3 につきましては、1 枚はねていただきますと施工方法ということで、ニューマチック・ケーソン工法とありますが、これは何が言いたいかと申しますと、橋の下部工、基礎ですね、基礎をどのように作っていくかということが、ニューマチック・ケーソン工法という工法で基礎を作っていくんですよと、これはどのような特徴があるかと言いますと、普通は構造物を作るためには水が入ってこないように矢板等で囲ったりするのですが、この基礎は大体地下 40 m ほどありますので、矢板等打てるわけが無く、矢板を打たずに掘っていくにはどうしたらいいか、これがニューマチック・ケーソンということで、下の真ん中の図面に白い空間が、水が入ってこない構造で、バケツをひっくり返したまま水の中に入れると空気が入ったままで水が入ってこないのと同じで、空間を下に押し進めながら基礎を作っていくと、そして、この空間の中で掘っていく、その上に構造物を作っていくながら、その自重で下げていくと、そうすると中の作業する場所が相当の気圧となります。40 m まで掘りますので、4 気圧なので、作業する人が地上に出る場合は潜函病になってしまいますので、ホスピタルロックという再度高気圧環境からゆっくり減圧して、症状を回復させる機器を置いて進めていく工法でございます。

そして、橋を作る手順でございますが、759 m と相当長い橋でございまして、

その橋を支える両側のことを橋台といいます。橋台の 2 箇所だけでは支えられませんので、途中で支える脚、それを橋脚といたしまして、橋台の間に 8 本設置しますので、9 スパンでこの橋を支えるということになりまして、最初に平成 24 年度からいよいよ橋が始まりましたといたしましたが、それがどこを整備したかといいますと、図面の P 8 橋脚と、愛知県側の橋台のすぐ西側になる橋脚を 24 年度に作りました。

本橋 A 2 橋台を平成 25 年度に整備させていただきました。さらに今年度は岐阜県側の A 1 橋台が 2 年くらいかかると言っていましたが、愛知県側は P 7 橋脚の 2 つの基礎工事を平成 26 年度に施工すると、そしてこれが終わりましたら、次は橋脚を 2 基ずつ、最初は愛知県側の P 5・6 と、次は岐阜県側の P 1・2 と、そして最後に P 3・4 と、大体 P 4 が愛知県と岐阜県の境界の真ん中となっています。これで、橋の基礎部分の整備が終わります。基礎が終わりますといよいよ桁の半分を岐阜県側から施工すると、これが終わりましたら残り愛知県側の半分を施工すると、次は実際車が通る床版を、表面舗装と言ったり舗装工と言ったりするんですけど、仕上げて橋の工事が終わるといような手順で進めていくこととなると思います。

そして、河川の工事というのは、渇水期で無いと仕事をしてはいかんというルールがありますので、10 月から 5 月の渇水期の間にはしか工事が入れない。また、仮設の構造物等は必ず撤去しなくてはならない。そういう意味でなかなかやりにくい現場である中事業が進んでいくと。

そして、用地の取得の割合ですけれども、県道一宮津島線というのがありますが、そこから取付道路、東の工業団地まで、平成 25 年度末で、用地面積の割合で行きますと、65.6%位終わりました。現在 9 月末で 77.4%位用地買収が終わっているという状況でございます。

橋の経費削減ということについて説明させていただきますと、平成 24 年度に笹子トンネル（中央自動車道）で天井版落下事故が発生しまして、それに際しまして、今後の維持管理、メンテナンスがきちっとしていかないと大変だぞと。

全国で、橋長 2 m 以上の橋が、70 万橋ありまして、その内市町村管理が 7 割あるといわれていまして、50 年経過する橋梁が 10 年後に 40%、20 年後には 65%とされています。今後、維持管理費の増大が予想される中で、一宮市内でも 2 m 以上の橋が 941 橋位ありますが、管理対象の橋梁群を「全体最適解」の考え方の下に、将来予測を行ない、最適な対応策を優先順位を付けて、長期的・総合的にマネジメントする、アセット・マネジメントにより維持管理費を縮減しながら、構造物の長寿命化を進めています。予防保全の考え方でもあります。

国の方もまずは点検しなさいという方向に変わってきたということで、予防保全の考え方により、土木構造物は、上手に使えるば長持ちするため、橋梁等の維持管理を進めていきます。

土木構造物の「老朽化対策」という言い方は、今は 50 年以上経過する構造物の「高齢化対策」という言葉を使います。人間の場合と同様に、高齢になったからといって、必ず体が悪くなる訳ではないので、「高齢化」という言葉を使う。高齢化すれば必ず悪いところが出て来ますので、早め早めに悪いところを直し

ていき、これをさらに長く持たせようと、そういう考え方の元に長寿命化対策ということで橋梁対策を進めております。

もうひとつ、鋼橋の主な損傷要因は、繰返し荷重が原因でございます。車両が道路に与える損傷の程度は重量の 3 乗に比例して損傷が大きくなると、だから・重量が 2 倍になると与える損傷は 8 倍になるということで、国の方としましては道路法を改正しまして、重量オーバーの車を厳しく取り締まる方向で動いているということでございます。

最後に、これは私の主観になるかもしれませんが、今東海道新幹線 50 周年記念、10 月 1 日、明日ですよ、開業 50 周年記念となるという、こういう鉄道とかわれわれが今やっている道路関係というのは皆様の生活の豊かさ、経済の発展になると、そういう経済を支える資本財ということになりますので、我々はそういうものを着実に整備を続けていきまして、次世代のための発展の基礎財となるものを作っているんだよと、それが将来の日本の持続的発展に繋がるものだと考えていまして、日夜この道路整備をすすめているところでございまして、皆様方にもこれからも道路行政にご理解とご協力をお願いしたいということをもちまして、説明を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

【吉田会長】

ありがとうございました。これについて質問がありましたら、ご発言をしてください。

【水谷委員】

一番最後になります新濃尾大橋に関してでございますけど、ちょうど私が 8 年前か 9 年前ですか、区長をやった時にこの橋の問題が起りまして、皆さんの記憶には薄れてみえると思いますけれども、この地図の萩原祐久線と文字が書いてあるこの十間城住宅でございますが反対運動があり、この時点では（区として）私の区域内でございまして、今は逆に町会長制度ですもんで、区域から外れてますけど、ここで話を治めたいきさは、道路の設計が出来上がった時点で地元の人たちとキチンと協議して、それでいいかどうかを打合せすると言う一宮県土木事務所と打合せしている経緯がございます。それで、今、用地取得の方は、団地の方には実際には関係のない所ですよ。用地は持って見えません。そのすぐ隣を道路が走ると言う状況ですもんで、一宮県土木事務所の方に記録が残っているかわかりませんが、十間城住宅ともう一度、念には念を入れて話をしていただかないと、まあ、9 年も経っていますので、ぶり返す話も無いとは思いますが、注意していただけたらと思います。

【道路課長】

わかりました。今事業をしているのが、今伊勢にある一宮建設事務所でございます。担当の方にはその旨をお伝えさせていただきたいと思っております。

【吉田会長】

他にございませんか。

都市計画道路については無いようですので、議題 3 番「その他」に移りたいと思います。「その他」の議題は何かございますでしょうか。

【尾西事務所長】

それでは、私の方から 24 日に閉会になりました 9 月定例会で承認されました議案の概要について説明をさせていただきます。

補正予算でございますが。補正額の総額は一般会計で 25 億 9,480 万 6 千円で、対前年度比マイナス 3.8%となっております。

毎年この時期に追加措置をしております一般単独土木工事費のほか、放課後児童保育施設整備工事請負費、水痘予防接種委託料、成人用肺炎球菌予防接種委託料、予防接種費用給付金、一宮商工会議所会館建設事業補助金、一宮秋祭り負担金、学校施設非構造部材耐震化工事請負費等が主なものでございます。

具体的な数字を挙げて申しますと、道路や水路などの生活環境の整備を図る一般単独土木費としまして、9 月補正で 16 億 9,000 万円ほど計上いたしました。当初予算と合わせて 25 億 7,500 万円ほどになり、25 年度と比べると 2 億 5,000 万円ほど増額しております。

増額の内訳は、資材等の単価アップが 9,400 万円、地元要望等による事業増が 1 億 5,600 万円です。それから、放課後児童保育施設整備工事請負費としまして 1,500 万円ほど計上しました。この工事は、待機児童対策のため、旧の向山公民館の 2 階を改修しまして、仮称向山児童クラブを新設いたします。市内で放課後児童保育を行っている施設は、児童館 25 施設、児童クラブ 31 施設の合計 56 施設となります。

水痘予防接種委託料としまして、8,800 万円ほど、成人用肺炎球菌予防接種委託料としまして 5,600 円ほどを計上しました。これは、水痘と成人用肺炎球菌の予防接種が平成 26 年 10 月から定期接種化されます。この水痘予防接種は生後 12 ヶ月から 36 ヶ月までに 2 回接種します。経過措置としまして平成 26 年度のみ 5 歳児未満児につきましては、1 回接種できます。自己負担はございません。

成人用肺炎球菌予防接種は、65 歳の方が対象で、経過措置としまして、平成 30 年度までの 5 年間は、70 歳以上 5 歳刻み、つまり、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳と 100 歳以上の方が対象となります。自己負担は 2,000 円でございます。

里帰り出産等により一宮市外で予防接種をした場合に、接種費用を償還払いする制度を新たに実施するため予防接種費用給付費を 100 万円計上いたしました。

一宮商工会議所会館建設事業補助金としまして 2 億 5000 万円計上いたしました。建設場所は、一宮市栄 4-5-6 で一宮税務署の南東に位置します。この土地は、市が旧栄自動車整理場の土地を売却したものです。建物は鉄骨造 7 階建て、延べ床面積 4331.73㎡、工期は平成 26 年 10 月から平成 27 年 10 月までの予定です。建設費は 16 億 6000 万円で市の補助額は全体で 5 億円、平

成 26 年度は 2 分の 1 の 2 億 5 0 0 0 万円、残りの 2 億 5 0 0 0 万円は 27 年度に補助いたします。

10 月に一宮市内で開催される各種行事、イベントを一元化し、共同で広報活動と事業を行うことにより、市民交流の増加、観光振興並びに都市の活性化を図ります。いちのみや秋祭り負担金として 200 万円計上いたしました。この事業は「一宮だいたいフェスタ大集合 for Halloween」と銘打ち平成 26 年 10 月 4 日(土)から 10 月 31 日(金)までの間に行います。総事業費は 260 万円で残りの 60 万円は商工会議所会が負担します。

平成 26 年度から小中学校の屋内運動場や中学校の武道場の非構造部材の耐震化工事を行なっています。特に吊り天井が落下した場合、被害が大きくなるため、天井材のある施設から順次進めています。9 月補正で小学校の屋内運動場 1 校、中学校の武道場 7 校の天井撤去、照明取替え等を行う学校施設非構造部材耐震化工事請負費としまして 2 億 9 6 0 0 万円ほど計上いたしました。平成 30 年度までに小学校 42 校全校と中学校 19 校全校の工事を終了する予定です。

浅井消防出張所と西成消防出張所を統合して新たに庁舎を建設するための用地取得に係る経費としまして、不動産鑑定手数料・測量業務委託料を 130 万円ほど計上いたしました。規模は、奥・今伊勢消防出張所と同規模で救急隊を配置いたします。平成 27 年度用地購入、造成、実施設計、28 年度建設工事、29 年 4 月に供用開始の予定です。

また、尾西地域に関係する事業としまして、三岸節子作品の絵画 1 点の購入を予定しております。昭和 62 年製作の 30 号の作品で、購入予定金額は約 650 万円です。美術館が所蔵する三岸節子氏の作品は、今回購入する 1 点を含めて 65 点となります。

平成 29 年 4 月に供用開始予定の尾西運動場の屋外トイレの修繕料を 130 万円ほど計上いたしました。土間コンクリート全面撤去後、配管工事、便器の洋式化を行います。

また、補正予算とは別に、新庁舎自走式立体駐車場建設工事の請負契約の締結について議会の議決をいただきました。立体駐車場の構造は鉄骨造り 4 層 5 段で、延べ床面積は 5800 m²ほどで、駐車台数は 255 台、駐輪台数は 185 台、契約金額は 4 億 4800 万ほどです。供用開始は平成 27 年 8 月を予定しています。以上で、9 月定例会の報告等についての説明とさせていただきます。

【吉田会長】

ただいま説明がありましたが、予算の関係ですので質疑もないと思いますが、何かありますか。

質問もないようですので、これで平成 26 年度第 2 回尾西地域審議会を終わります。本日は、ありがとうございました。

(午前 11 時 03 分閉会)